

# 令和2年度 ボランティア・市民活動振興事業助成実施要綱

社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会

## (目的)

第1条 この要綱は、辰野町内におけるボランティア・市民活動を振興するとともに、福祉の向上をはかるため、辰野町内で活動するボランティア・市民活動団体に対して予算の範囲内で、支援金助成に必要な事項を定める。

## (助成対象事業および経費)

第2条 当該年度（4月1日から3月31日まで）に行われ、対象となる事業と経費は次にあげるものとする。

### 1) 事業

- ① お年寄りや子ども・障害児者・在日外国人等への支援や交流
- ② ボランティア・市民活動を広げるための学習会・研修会及び催し
- ③ 地域おこしや文化活動、先駆的・開拓的な事業で他のモデルとなるような事業

### 2) 経費

- ① 講師謝礼
- ② 器具、機材の購入費
- ③ ボランティア等の啓発活動の経費
- ④ その他、上記目的に該当する事業を実施する際の諸経費

## (助成対象にならないもの)

第3条 次にあげる事業及び経費については、交付対象としない。

- 1) 他からの助成を受けているもの
- 2) グループ団体の日常的な経費  
(ガソリン代、ボランティア活動保険代、暖房費、会場使用費、飲食費等)
- 3) 公民館等の公共施設の備品に相当するもの(テーブル・座椅子など)

## (助成対象団体)

第4条 主に辰野町内で活動するボランティア・市民活動団体とする。

## (助成金額)

第5条 1団体1事業とし、1事業あたりの限度額は5万円とする。なお、同一事業に対する助成は、3年を限度とする。

(申請手続き)

第6条 助成を受けようとする団体は、辰野町ボランティアセンターにある申請書に、必要事項を記入の上、期日までに辰野町ボランティアセンターへ申し込む。

(助成決定)

第7条 社会福祉協議会会長（以下、社協会長とする）は第6条に定める申請があった場合は、プレゼンテーションによる審査会及び赤い羽根共同募金審査委員会を開催の上、助成金を決定する。

(助成金交付の決定通知)

第8条 社協会長は第7条により助成金の交付を決定した場合は、申請者に対し、助成金額及び支払方法など所要事項を10日以内に通知する。

決定後の事業内容を変更する場合は事前に届け出て、承認を得ることとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けたものは、助成の対象となった事業が終了後、30日以内に実績報告書に所定の書類を添付の上、提出しなければならない。  
但し、年度を超えることはできない。

(助成金の返還について)

第10条 実績報告書に基づき、以下に当てはまるものは、交付決定金額の一部取り消し、もしくは返還を求めることができる。

- 1) 助成金を目的外に使用したとき
- 2) この要綱に違反したとき
- 3) 実績額が助成金額に満たない場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、活動助成に関して必要な事項は社協会長が随時決定する。

附則

・この要綱は、平成27年4月1日から施行する。